

セコム株式会社、大阪ガスセキュリティサービス株式会社、社団法人全国警備業協会 に対する、ホームセキュリティ契約の中途解約金の改善申入れについて

2012年3月16日

1 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットは、2012年3月16日、セコム株式会社、大阪ガスセキュリティサービス株式会社に対し、ホームセキュリティ契約を契約期間中に中途解約した際に請求される中途解約金を計算する方法が、特定商取引法に定める中途解約料の上限額を超えているため、同法に適合するように計算方法の改定を求める申入れを行いました。

特定商取引法が改正（2009年12月1日施行）された結果、警備業も特定商取引法の規制を受けるようになりましたが、上記の2社の中途解約金の計算方法は、同法の中途解約料の制限を考慮に入れておらず、高額な請求がなされているため、同法の遵守を求めるものです。

セコム株式会社の中途解約金の計算方法

ホームセキュリティの契約期間は5年間（以後、1年ごとに更新）

中途解約金＝月額契約単価×20%×残存契約期間月数

計算例・5年間で30万円の契約を1年経過後に中途解約したとき。月単価は5000円

提供済みの料金 1年分 @5,000×12カ月＝60,000円

中途解約金 4年分 @5,000×20%×48カ月＝48,000円

大阪ガスセキュリティサービス株式会社の中途解約金の計算方法

ホームセキュリティの契約期間は5年間（以後、1年ごとに更新）

① ホームセキュリティのサービス開始から5年以内の場合

中途解約金＝税抜き月額契約単価×2/3×残存契約期間月数

計算例・5年間で30万円の契約を1年経過後に中途解約したとき。月単価は4761円

提供済みの料金 1年分 @5,000（税込み）×12カ月＝60,000円

中途解約金 4年分 @4,761（税抜き）×2/3×48カ月＝152,352円

② ホームセキュリティのサービス開始から5年を超えた場合

中途解約金＝税抜き月額契約単価×30%×残存契約期間月数

計算例・5年間で30万円の契約を5年6カ月経過後に中途解約したとき。単価同じ

提供済みの料金 5年6カ月分 @5,000（税込み）×66カ月＝330,000円

中途解約金 6カ月分 @4,761（税抜き）×30%×6カ月＝8569円

2 また、社団法人全国警備業協会は、同協会の傘下の事業者に対して「消費者契約に関するガイドライン」を制定していますが、同ガイドラインは、特定商取引法の中途解約料の制限を考慮したものとなっていないため、同協会に対しても、内容の改定を申し入れました。

社団法人全国警備業協会のガイドラインの内容

○ 契約期間は最長5年間、1回の更新期間は最長1年間とする。

○ 中途解約金の支払いを求める場合は、解約金の上限は、おおむね解約による契約終了日から契約有効期間満了日までの得べかりし契約料金の3分の2相当額とすること。

ただし、この場合、契約終了の時期等の区分に応じ、同種のセキュリティサービス契約の終了に伴い警備業者に生ずべき平均的な損害額を超えてはならない。

3 実際にホームセキュリティの契約を締結する際には、警備業者が消費者の家屋等を現地で確認してから契約することなどから、消費者が店舗に出向いて契約をするのではなく、訪問販売や電話勧誘販売という販売形態となることが多いです。上記1の特定商取引法の改正によって、これらの場合には、同法が適用されるようになりました。

4 特定商取引法は、契約が訪問販売及び電話勧誘販売に該当する場合は、中途解約料について次の制限を設けています。

特定商取引法の訪問販売及び電話勧誘販売の中途解約料の上限規制

○ 契約の解除が、サービス開始後である場合

事業者が消費者に対して請求できる金額は「提供済みの料金+法定利率(年利6%)による遅延損害金」を超えてはならない。

※提供済みの料金以外の、中途解約金を請求することはできないとする趣旨です。

訪問販売(特定商取引法10条1項3号)と電話勧誘販売(同法25条1項3号)で同じ上限を設けています。

5 つまり、セコム株式会社、大阪ガスセキュリティサービス株式会社が、訪問販売または電話勧誘販売で契約を締結した場合の消費者に対して、1に掲げた計算方法の中途解約金を請求することは、特定商取引法の上限を超え、同法に違反したものとなります。

特定商取引法は、上記の制限に違反した事業者の契約条項に関して、適格消費者団体に差止請求権を与えています(同法58条の4第2項、同法58条の6第2項)。

6 また、2に掲げた、社団法人全国警備業協会の「消費者契約に関するガイドライン」の中途解約金に関する内容は、特定商取引法の上限規制を考慮に入れないことによって、会員事業者の契約条項が特定商取引法に違反することを推奨する結果をもたらしています。

7 よって、ひょうご消費者ネットは、上記2社に対して、本件条項を改定するよう申入書を送付しました。社団法人全国警備業協会に対しては、ガイドラインの内容を改定するよう求めるとともに、その他の条項についても改正特定商取引法の法規制に沿った条項に改定するよう申入書を送付しました。

適格消費者団体 特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号 元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

電話078-361-7201 FAX 078-361-7288

ホームページ <http://hyogo-c-net.com>

ひょうご消費者ネットは、2008年5月、消費者契約法13条により内閣総理大臣に認定された適格消費者団体です。特定商取引法58条の4等により、差止請求を行う消費者団体訴訟の権利を付与されています。